

皆さんのご意見をお聞かせください

三豊市環境基本計画(素案)についての パブリック・コメント(意見公募)を実施します

1. 意見募集する計画
三豊市環境基本計画(素案)
 2. 策定の趣旨
「三豊市環境基本条例」に基づき、市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。
 3. 意見募集期間
1月10日(木)～31日(木)
 4. 計画(素案)の閲覧
・市ホームページ
・文書閲覧
環境衛生課および各支所市民サービス課
 5. 意見の提出方法
・郵送の場合(1月31日消印有効)
〒767・8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地
三豊市役所市民部環境衛生課 宛
・ファクシミリの場合 ☎ 73・3020
 6. 提出の際の留意事項
・意見を記載する様式は任意ですが、氏名、住所を必ず記載してください。記載されていない場合は、意見として受け付けません。
・意見は、日本語による文書(電子文書を含みます)で提出してください。
・電話によるご意見等の受付および回答はしません。
 7. 提出された意見の公表
・提出されたご意見については、内容を簡単に取りまとめ、市の考え方を付して、市ホームページ、環境衛生課および各支所市民サービス課で公表します。
・直接個別への回答および住所・氏名等の個人情報の公表はしません。
- 電子メールの場合
kankyou@city.mitoyo.kagawa.jp
- 持参する場合
環境衛生課または各支所市民サービス課
- 問い合わせ 環境衛生課 73・3007

国民年金のお知らせ



20歳になったら国民年金の加入手続きを!

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は全員、国民年金への加入および保険料納付が法律で義務付けられています。

国民年金とは

国が責任を持って運営し、保険料と国庫負担により、国民が老齢・障害・死亡によって収入を得ることが困難になったときに年金を支給し、その生活を保障する制度です。現役世代が高齢者を支える「世代間扶養」のしくみにより、年金額は経済変動に応じてスライド(実質価値を保障)し、何歳までも生涯支給されます。

手続き

20歳の誕生日を迎えた人は、住民登録されているところ(三豊市内の人は市民課または各支所市民サービス課)で国民年金の加入手続きを行ってください。学生も同様です。ただし、現在、厚生年金保険や共済組合に加入している人は、改めて手続きを行う必要はありません。

年金手帳

初めて国民年金や厚生年金に加入すると、「年金手帳」が交付されます。この「年金手帳」は今後、年金に関する手続きや就職のとき、年金を受給するときにも必要となりますので、大切に保管してください。

保険料の納付が困難な人は

20歳になり、所得が少なく保険料を納めることが困難な人は、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層(20歳代で学生以外)の人や所得のない学生が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付(追納)できるようになっています。

問い合わせ 市民課 73・3005
普通寺社会保険事務所 国民年金課 0877・62・1660

みとよファミリー・サポート・センター準備室が設置されました!

ファミリー・サポート・センター(ファミサポ)とは・・・

地域の中で、『子どもが大好き!子育てを手伝いたい!』人と、『子育てで困っている。助けてほしい』人が会員となって、一時的な子育てを助け合う有償ボランティア組織です。

入会金・年会費は無料です。

会員は、ファミリー・サポート・センター保険に加入します。(保険料はセンターが負担します)

2月より
サービス開始予定



こんなお手伝いをします!

- ・保育施設までの送迎やその後の預かり
 - ・学童保育までの送迎やその後の預かり
 - ・参観日や病院などに出かける時の預かり
 - ・就職活動や就業訓練の間の預かり
 - ・リフレッシュタイムの預かり
 - ・冠婚葬祭時の預かり
- など
- 宿泊を伴う預かりは行いません。
その他、ご相談に応じます。

利用料金(報酬)は?

子ども1人につき1時間あたりの基準額

月～金曜日 午前7時～午後7時	1時間	700円
月～金曜日 上記以外の時間 土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)	1時間	800円

- ・料金は、原則として1時間を単位とします。
- ・最初の1時間までは、すべて1時間とみなします。
(援助活動が20分や40分であっても利用料は1時間分となります)
- ・時間を延長した場合、30分以内の場合はその半額を、30分～1時間までの場合は1時間の利用料が加算されます。
- ・兄弟姉妹で子どもを複数預ける場合は、2人目からは半額になります。

問い合わせ みとよファミリー・サポート・センター準備室

〒769-1506 三豊市豊中町本山甲192番地1 豊中町福祉会館内 62-1192 (FAX) 62-1193

当分の間、センターの受付時間は平日の午前9時から午後5時とさせていただきます。

会員登録の条件

- ・おねがい会員(利用する人)
 - ・三豊市に在住か勤務先のある人
 - ・生後6カ月から小学校6年生までの子どもがいる人
 - ・まかせて会員(援助する人)
 - ・20歳以上で三豊市に居住している人
 - ・子どもが好きな人
 - ・自宅で子どもを預かれる人
- 講習を受けていただきます
両方会員もあります

会員募集集中



入会方法

センターまで電話かFAXをしてください。
入会申込書をお送りします。
(簡易会員申込書をお持ちの場合は、FAXをしてください)



新年あけましておめでとうございませう。輝かしい2008年をお迎えのことと存じます。本年も旧年同様、青少年の健全育成にご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、「一年の計は元旦にあたり」と、昔から言われてきました。皆さまには一年の計を立て、日々邁進のことと思っております。特に、受験を間近に控えている中学生や高校生には、目標の完遂に向け、日々一歩一歩着実に進まれていることと思いたす。このような時期ではありますが、心のどこかに不安や迷いをもち、不安定であったり、落ち着かなくなっているのではないでしようか。

保護者として、子どもをしっかり受け止め、将来の指針を示すことができるよう努めていきたいものです。そこで、次のようなことにも気をつけて見守ってあげてください。

少年育成センター

一般用 62-1115

少年相談 62-1116

子どもの心の変化に気づく保護者に
一緒に食事をし、団らんを共にし、一緒に遊ぶ等目線を子どもに合わせ、生活を共にしていると、子どもの何気ない仕草の中に、心の変化を感じ取ることができるよう。親子の心の疎通はここから始まるものと思えます。

団らんを大切に
何かとお忙しい生活を送られていることと思いますが、親子の会話の時間を作ってみましょう。自らの体験を交えながら話したり、お互いの思いを語り合ったりしながら、家族の絆をより深めていきましょう。そして、子どもの心をしっかり受け止めましょう。

「生きる力」の持てる子どもに
このような語りの中からは、子どもたちは愛されていることを実感として捉え、素直な気持ちで未来に立ち向かう気持ちを持つてくれるものと思えます。「生きる力」と言われて久しくありません。自ら学び、自ら考える「生きる力」の基は、家族の語りの中にあります。

年末、年始の家族の集う機会が多い中で、家族の団らんを大切にしたいだけだと思います。